

議案第56号

富士見市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成24年条例第28号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年5月29日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準の一部改正に伴い、富士見市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富士見市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成24年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（指定地域密着型サービス事業者等の資格）

第3条 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。

2 法第79条第2項第1号、法第115条の12第2項第1号及び法第115条の22第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。